

令和2年7月3日

ご利用者 各位  
ご家族 各位  
関係者 各位

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会支部群馬県済生会  
支部長 西田保二

## 食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会支部群馬県済生会が運営いたします老人保健施設あずま荘（群馬県前橋市）におきまして、食中毒事故が発生いたしました。このことにより、令和2年7月3日付で所轄保健所である前橋市保健所より給食業務停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されましたご利用者のご家族には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

また、老人保健施設あずま荘を日頃からご利用いただいているご利用者および関係者の皆様にも、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 食中毒事故の内容

令和2年6月29日8:00、職員（看護師）から「29日0:00以降で10名以上のご利用者に腹部症状（下痢、腹痛）が発症している」との報告を受けました。

8:20から医師である荘長（施設長）が、回診を行い整腸剤などの処方を行いましたが、11:00までに21名の下痢および腹痛の症状を確認したため、前橋市保健所および前橋市介護保険課に電話で状況報告をいたしました。

14:50から18:20まで、前橋市保健所職員の調査を受け、29日の夕食以降、老人保健施設あずま荘内での給食業務を自粛することといたしましたので、自粛期間中は、済生会前橋病院7階レストランアザレアで給食業務を行っていただいております。

7月2日、前橋市保健所の調査の結果、21名のご利用者到下痢・腹痛・嘔気が発症があり、ご利用者からウエルシュ菌が検出され、ご利用者の発症は老人保健施設あずま荘で提供した食事が原因であることが判明いたしました。

#### 2. 行政処分の内容について

上記の結果を受け、本日7月3日付で前橋市保健所より、老人保健施設あずま荘の給食委

託業者に、以下のとおり食品衛生法に基づき給食業務を停止することを命じられました。

所轄保健所 : 前橋市保健所  
給食業務停止期間 : 令和2年7月3日（金曜日）～7月5日（日曜日）  
営業停止範囲 : 老人保健施設あずま荘 厨房内  
給食業務委託先（有限会社レストラン穂山）  
処分の理由 : 食品衛生法第6条3号に違反したため  
病因物質 : ウエルシュ菌  
対象者数 : 21名

### 3. 再発防止策について

老人保健施設あずま荘といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、前橋市保健所の指導の下、再発防止に向けて以下の対策を徹底し、食事の安全・安心の確保に全職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

- ① 委託職員および職員に対する衛生教育の見直し
- ② 委託職員の健康に対する管理方法の見直し
- ③ 調理設備・厨房内の清掃および消毒、それらの点検の徹底

この度は、信頼を裏切る結果となってしまいましたこと、重ねてお詫び申し上げます。今後とも変わらぬご利用を賜りますよう、お願い申し上げます。

**【本件に対するお問い合わせ先】**  
群馬県済生会老人保健施設あずま荘  
URL [www.maebashi.saiseikai.or.jp/azumasou/](http://www.maebashi.saiseikai.or.jp/azumasou/)  
電話027-254-0108（平日9:00～17:00）

以上